

青税会員限定!

全国青年税理士連盟 会長 城田 英昭
(レポーター) 法対策部長 植木 心一

日税連理事会レポート 6



皆さん、こんにちは。法対策部長の植木心一です。私の最後のレポートです。
平成19年度第1回理事会は、アウトソーシング対策に議論が集中しました。
第51回定期総会に先立つ日税連会長選考会において、池田隼啓候補(近畿会会長)が選出されました。

ハイライト

- ★ 1票差! 日税連新会長は池田隼啓氏!!
?クイズ? “隼啓さん”って、何て読むのかな?
- ★ アウトソーシング対策は、随意契約一本槍!
- ★ 国税庁職員 臨席 のナゾ
- ★ 森金次郎会長! 寄付金100万円!

太ッ腹!

日税連会長選挙の投票権者は、理事100人と各単位会会長15人との合計115人です。

理事100人は、まず均等割数として各単位会に1人ずつ割り振られ、残りの85人は各単位会の会員数に応じて割り振られます。最大の東京会には23人、次いで近畿会の16人、最少の沖縄会は0人です。

理事・監事数割当表

会名	2007/5/31 85 税理士 会員数		理事数			監事数
	69,769 0.00121831	均等割数	税理士 会員割数	合計		
東京	19,166	23.35005518	1	23	24	1
東京地方	4,543	5.53476472	1	6	7	1
千葉県	2,380	2.89956858	1	3	4	1
関東信越	7,073	8.61707922	1	9	10	1
近畿	13,223	16.10966188	1	16	17	1
北海道	1,962	2.39031662	1	2	3	1
東北	2,612	3.18221560	1	3	4	1
名古屋	4,003	4.87687942	1	5	6	1
東海	4,071	4.95972423	1	5	6	1
北陸	1,271	1.54846708	1	2	3	1
中国	2,946	3.58912984	1	4	5	1
四国	1,524	1.85669853	1	2	3	1
九州北部	2,796	3.40638392	1	3	4	1
南九州	1,869	2.27701415	1	2	3	1
沖縄	330	0.40204102	1	0	1	1
合計	69,769	85	15	85	100	15

115票の内、第一回投票で58票

7月25日(第51回定期総会の前日です。)に行われた日税連会長選挙の結果は、以下の通りです。(敬称略)

池田隼啓(近畿会)	58票
金子秀夫(東京会)	44票
清水武信(関東信越会)	13票
合計	115票

選挙の方法は、過半数得票者がいなければ最少得票数の者を除き、1人が過半数を得るまで投票を繰り返します。

今回は第1回目で、1票差の過半数得票でした。

(注) 1. 理事数100人は、各会1人の均等割計15人、残る85人を税理士会員数割計したもの(役員選任規則第19条)
2. 監事数15人は、各会1人の合計15人(役員選任規則第20条)

近畿会で12年・・・

森金次郎会長は、5期10年も続けました。続いて同じ近畿会から池田隼啓会長です。最低でも6期12年もの長期に渡り、近畿会所属の会長が続きます。

会長選考は、あくまでも人物の選考です。近畿会が続くこと自体は、建前上は問題ありません。

しかし、日税連が各単位税理士会の連合体であること、多選は一般論として好ましくないこと、森現役会長が早々に池田候補を応援したこと等々を考えれば、やはり疑問が残るでしょう。

制度上はさておき、実際上は池田会長が、それらの疑問を忘れさせるぐらいの活躍をすれば良いのです。と言うより、それしかありません。

皆さん、期待を持って注視しましょう。

“隼啓さん”って、どう読むの？

“としひろさん”って読みます。なかなかそうとは読めませんね。

近畿会の某副会長が池田隼啓会長の代わりに、とある会合に出席し、壇上あいさつにて会長メッセージを代読した最後に、

「■■△〇、本日はおめでとうございます。近畿税理士会会長 池田・・・、え～、池田、・・・オイ、池田会長の名前って、何て読むねん？」

という伝説があります。この某副会長は青税の先輩である、との噂もあります・・・

それでは、理事会のレポートに参りましょう。

平成19年度第1回理事会議題（一部）

◆ 審議事項

1. 第51回定期総会提出議案について
2. 平成20年度・税制改正に関する建議書（案）について

◆ 報告事項

1. 会計参与普及推進特別委員会の設置について
2. 電子認証システムの一部改善及び機器の交換について
3. 国税庁のアウトソーシング事業について
4. 平成19年度会長選任に関する日程等について

理事会 傍聴者

麻生 昌敬（東京）
石井 孝雄（神奈川）
植木 心一（近畿）
小関 剛史（名古屋）
川崎 賢二（岐阜）
倉林 倭男（東京）
西藤 友美子（千葉）
坂田 覚（東京）
城田 英昭（神奈川）
半田 茂（神奈川）
松本 裕政（埼玉）
山田 大祐（近畿）

定期総会 傍聴者

麻生 昌敬（東京）
石井 孝雄（神奈川）
伊藤 洋子（埼玉）
植木 心一（近畿）
小関 剛史（名古屋）
加来 眞名子（千葉）
川崎 賢二（岐阜）
菊池 純（東京）
坂田 覚（東京）
城田 英昭（神奈川）
丹羽 洋祐（神奈川）
松浦 寛（近畿）
山田 大祐（近畿）

アウトソーシング対策

大谷理事(近畿会)の質問： 税対部長に質問する。

1. この1年間の対応と各単位会への指示はどのようなものであったのか？それに対する各単位会の反応は？
2. 各単位会が一般競争入札したのか？落札したのか？数字で答えていただきたい。
3. アウトソーシングの対象事業は税対事業として捉えていた。しかし国税庁の見解は「行政サービス」とのこと。つまり、「行政サービス」を会員に義務としていたのか？

赤堀税対部長の回答： 対応の基本方針は、国税庁のアウトソーシング事業が税理士業務を含んでいることであり、それを拒否すれば無償独占への批判が増加するであろう。その結果、臨税が増加するであろう。アウトソーシングについては税務支援でしか対応できないであろう。

もしも一般入札によらざるを得ないのであれば、税理士会が受注する方向で対応したい。

もしも民間団体が受注すれば、それは税理士会にとっての公益的業務として認識する。下請けとは認識せずに、あくまでも社会的使命として対応する。

大谷理事の質問： 日税連は税対事業の範囲内で対応する、とのことだが、発注者の国税庁は「行政サービス」として発注している。日税連の見解は？

この後、赤堀税対部長の返答は、私からすれば意味不明の言葉の積み重ねに陥りました。

「これからは専務に説明していただきましょう」と発言したり、森会長から「簡潔に」とたしなめられたり、大谷理事から「税対部長も困っていることは分かるが」と同情されたり。

江崎理事（九州北部会）の発言：「この問題に関しては、本日の審議事項の後、議論の時間を取って欲しい。」

これで議論は、一旦打ち切られました。

平成20年度・税制改正建議書

杉田調研部長の説明： 各单位税理士会からの意見を集約整理し、日税連として63項目にまとめた。新たなものとしては、「高額な給与と所得については、一律の給与所得控除ではなく、なんらかの制限を設けるべき」最近では、とんでもない給与金額がある。そんなものにまで、一律の5%の控除を認めるべきではない。

「取引相場のない株式評価について、退職給付債務を認めるべき」法人税で退職給与引当金が廃止されたからといっても、退職金は払わなければならない。それは株価に反映されて当然である。

「留保金課税廃止」は取り下げた。「特殊支配課税・定期同額給与」の改正は実現した。

「退職所得に係る個人住民税も、前年所得課税に統一すべき」今回の税源移譲の場合に、この問題が顕になった。

アウトソーシング議論の再開

安田理事（東京会）の質問： アウトソーシングへの対応については税対部で結論がでていないのでしょうか。

電話相談の集中化に関しては、これは税務支援の対象者の枠外ではないのか。年金受給者と無料相談に関しては、株式譲渡所得も含めてアウトソーシングに出されたら、このようなものは税対部では対応できないでしょう。

対応については、正副会長会でも結論が出なかったと聞いている。日税連で結論が出ないならば、各单位会で対応しなければならない。アウトソーシングを引き受ける単位会もあるだろうし、税理士会独自でやる単位会もでてくるであろう。バラバラになる。

宮口専務理事の返答： 結論も何も、国税局から説明があった時には、我々は納得をしなかった。

宮口専務理事は、「まだ今の段階では、結論を出す時期ではない。」との意味をおっしゃったのだと思います。

宮口専務理事の答弁は、ボソボソと喋るし、意味内容も省略・比喩が多く、私には理解し難い。

宮口専務理事の答弁： 一般競争入札とは、談合や癒着を防止するため。税理士業務は税理士にしかできない。今のやり方で、談合や癒着など生じるはずがない。

また、謝金について予算措置がされていないから一般競争入札に出すのだ、ということもおかしい。

江崎理事（九州北部会）の質問： 税理士以外が落札して行うことは、税理士法52条違反であると考えている。日税連としても、そのように考えているのではないのか。明確にして欲しい。

宮口専務理事の答弁： 私は、国税庁の解釈はおかしいと考えている。国税庁の解釈が良い、ということであれば、どのような場合が良いのか。

税理士法の裏にあるものは、申告制度を護っていくことだと考える。

日税連での議論を聞いていると、全青での議論とそんなに違った内容ではないことが分かりました。

「税理士法2条違反ではないのか」

「実際に、税理士法違反として対応すべし」

「国税庁は、『納税者に対して、直接税務相談するのは税理士だから、税理士法違反にはならない』と言っている。」

「国税庁は『税理士法違反ではない』と言う、一方我々は『税理士法違反だ』と言う。水掛け論になっている」

「随意契約で、何が問題とされているのか」

「国税庁自身も困っているように思える」

e t c

森会長の答弁： 国税庁とのやり取り、正副会長会では色々意見がでた。

私は入り口論の問題だと思っている。随意契約で良いと思っている。一般競争入札にすれば、逆に国民に迷惑をかけることになる。随意契約で押していく。

もう一つの意見として、1条の使命を実現するために税理士会の事業としてやるべき、との意見もある。

ある任意団体に行ったら、「謝金のみで考えれば、税理士会会員が1万円ずつを出せば7億円ができる。」との意見もあった。そうかな、とも思うが、全国全体で考えれば、税理士会が本当にすべての納税者に対応できるのか否かを考えねばならない。

森金次郎会長が近畿青税の総会に来られたときに質疑応答の時間があり、私は上記の趣旨の発言をしました。

「税理士会の事業として対応しましょうよ。金額から言えば、税理士会がまったく対応できないようなものでもないでしょう。」

ただし今後は、年末調整の廃止もあるので、その事業の対象者である納税者を定義し直す必要がありますね。

理事会配布資料を読んでいた城田会長がうめきました。何かと尋ねれば、AOTCAジャーナルの次の記事でした。

事務局より

韓国税務士会、森会長より寄附金

この度、AOTCAの運営助成金として、韓国税務士会(チョ・ヨンゲン会長)より5000米ドル、森AOTCA会長個人より100万円の寄附金が寄せられました。本ジャーナルの紙面を借りまして深く感謝申し上げます。

AOTCAジャーナルとは、アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会 (Asia-Oceania Tax Consultants Association) の会報誌です。

日税連の理事会に臨席している国税庁職員について、何を根拠に臨席しているのかを日税連の事務局に尋ねました。

植木： 我々一般会員は、規則に基づき事前申込みした上で傍聴している。国税庁職員の臨席の根拠は？

事務局： 臨席の根拠は、特に何も無い。

植木： 招待しているのか？

事務局： 招待はしていないが、理事会開催の通知はしている。

植木： 招待していない、と。根拠もなく、通知があっただけで臨席する意味が分からない。

事務局： 以前、公式な質問ではないが、同様のやり取りがあったと記憶している。結局、過去からの慣習であり、慣習を取りやめるまでの積極的な理由が特に見出せないから、そのままになっているようだ。

植木： では、その成り立ちを調べて欲しい。いつから臨席するようになったのか？その理由は何だったのか？【返答待ち】

国税庁職員には、理事同様に“お茶”がサービスされます。我々傍聴者には出ないのに・・・

いや別に、我々にも“お茶”ぐらい出して欲しい、と言っている訳ではないのですが。

釈然としない

日税連の対応を確かめて、次は国税庁です。

“伝説の税理士：一ノ瀬長治”著作『租税犯の基礎理論』を、ある税理士さんから頂戴しました。その他叱咤激励等々、一年間のご愛顧、ありがとうございました。

